

## 事業所や学校などで、新型コロナウイルス感染症が発生したら

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき医師から管轄の保健所へ感染症の発生届出が提出され、保健所が発生を把握します。

保健所は、主治医、患者さん、ご家族等に連絡し接触者の調査を行います。

患者さんは、指定された病院へ入院、就業制限となります。入院医療費は、公費負担です。

調査に基づき、患者さんの所属（会社、学校、施設等）に連絡し、所属の担当の方から勤務状況、登校状況等を伺い、患者さんの症状と接触者の状態から保健所が濃厚接触者を決定しますので、ご協力をお願いします。

検査で、2回連続して、陰性が確認できれば退院、就業制限は解除されます。

消毒の方法などご心配なことは、いつでも保健所にご相談ください。

退院後4週間は、手洗い、咳エチケット、毎日の体温測定を実施し、咳や発熱などの症状が出た場合には、速やかに帰国者・接触者相談センターにご連絡ください。その際は、新型コロナウイルス感染症で入院していたことを伝えてください。

### 【濃厚接触者の方へお願い】保健所が、14日間の健康観察を実施します。

- ・朝晩、検温してください。
- ・期間中は、咳エチケットと手洗い等の手指衛生を徹底してください。
- ・不要不急の外出は出来るだけ控え、やむをえず移動する際にも、公共交通機関の利用は避けてください。（事業主が感染拡大防止のために行う休業、濃厚接触者に命令した休業も雇用調整助成金の対象となります。）
- ・外出時は、マスクを着用してください。
- ・咳、発熱、倦怠感などの症状が出た時には、直ぐに帰国者・接触者相談センターにご連絡ください。
- ・また、受診の際には、決められた外来に受診調整いたしますので指示に従い、公共交通機関を避け、マスク着用の上、受診してください。

(連絡・相談) 帰国者・接触者相談センター電話：024-535-8662

濃厚接触者の方は、14日間の健康観察終了後は、通常の生活で問題ありません。

## 【参考資料】

\*施設の消毒や感染対策については、福島市 HP「感染症予防・対策の基本」をご参照ください。

[http://www.city.fukushima.fukushima.jp/hoken-kansen-taisaku/kenko/iryu/kansensho/corona\\_yobou.html](http://www.city.fukushima.fukushima.jp/hoken-kansen-taisaku/kenko/iryu/kansensho/corona_yobou.html)

\*厚生労働省 HP「新型コロナウイルス感染症に関する Q&A」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryu/dengue\\_fever\\_qa\\_0000\\_1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryu/dengue_fever_qa_0000_1.html) (一般向け)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryu/dengue\\_fever\\_qa\\_0000\\_7.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryu/dengue_fever_qa_0000_7.html) (企業向け)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryu/dengue\\_fever\\_qa\\_0001\\_8.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryu/dengue_fever_qa_0001_8.html) (労働者向け)